

平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

速 記 録

平成24年7月26日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時30分開会)

小川環境都市づくり課長 おはようございます。本日は、お忙しい中、また早朝から暑い中、御参集いただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員23名のうち、12名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

なお、守田委員、藤倉委員、中杉委員におかれましても、間もなく到着されると存じます。

総会に先立ち、事務局の幹部職員の異動がありましたので、御紹介いたします。

都市地球環境部長の和賀井が転出いたしまして、新たに環境影響評価の関係を担当いたします環境都市づくり担当部長の谷上でございます。

谷上環境都市づくり担当部長 新しく環境影響評価の担当になりました環境都市づくり担当部長の谷上と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、平成24年度第4回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしくお願ひします。

ただいまから平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第4回の総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、答申2件と「環境影響評価法の改正に伴う対応について」審議を行った後に、受理報告を受けることにいたします。

それでは、まず「(仮称)港区芝浦一丁目計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、柳第一部会長から報告を受けることにいたします。よろしくお願ひいたします。

柳第一部会長 分かりました。それでは、資料1の別紙をご覧いただきたいと思います。初めに、部会でとりまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。資料1をご覧ください。

平成24年7月26日。東京都環境影響評価審議会会長小島圭二殿。東京都環境影響評価審議会第一部会長柳憲一郎。「(仮称)港区芝浦一丁目計画」環境影響評価書案について。このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

次のページをおめくりください。別紙がございます。

「(仮称)港区芝浦一丁目計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年2月27日に「(仮称)港区芝浦一丁目計画」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページについてございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測は、環境基準を超過していないものの、バックグラウンド濃度が高いことから、予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

【地盤】

工事の施工にあたっては、地盤沈下の防止策を講じるとともに、継続的に地盤の安定状況を監視すること。

また、工事の完了後も地下水位や地盤高の観測データを注視し、計画地とその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画地内には広場が設置され、周辺には運河沿い遊歩道等があることから、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じ

ること。

【景観】

本事業で実施する運河沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備により、水辺や緑を感じられる魅力的な都市的景観が形成されるとしているが、これらの整備内容とその効果について、具体的に分かりやすく記載すること。

また、高木等植栽の配置計画についても、平面図による図示にとどまらず、立体的に示すなどしてその効果を明らかにすること。

【廃棄物】

1 環境保全のための措置において、場外へ搬出する建設発生土は「東京都建設リサイクル推進計画」を踏まえ有効利用を図るとしているが、適正な処理・処分の方法についても記述すること。

2 工事の施行中における廃棄物の予測結果については、廃棄物の種類別に発生量、資源化量及び資源化率を一覧できるように整理すること。

以上でございます。

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「(仮称)港区芝浦一丁目計画」に係る環境影響評価書案は、平成24年2月27日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文としてとりまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から意見書はございませんでした。

また、関係区長である港区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民から意見書の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について簡単に御説明いたします。

本事業は、港区芝浦一丁目の運河に面する敷地に共同住宅を建設するものであり、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

まず「大気汚染」ですが、計画地付近には首都高速や幹線道路が存在し、環境基準は超えていないものの、年間を通じて二酸化窒素のバックグラウンド濃度が高目であることから、環境保全措置の徹底などを求めるものでございます。

「地盤」ですが、工事の施工に当たり、地盤沈下防止策を講じるとともに、工事の完了後の地盤変形等の防止に向けて、敷地内外の監視継続を求めるものでございます。

「風環境」ですが、風環境の改善には防風植栽が有効とされておりますが、広場や運河沿いの遊歩道等、利用者が集まる施設に対しては、より一層の防風対策を求めるものでございます。

「景観」です。広場や緑地帯、運河沿いの遊歩道の整備により、水辺や緑を感じられる魅力的な都市景観が形成されることに対しては、整備内容・効果について、具体的な記述を求めるものでございます。

最後の「廃棄物」ですが、建設発生土の有効利用と適正な処理・処分の方法について記述を求めるものなど、2件でございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございましたら、どうぞ。各担当の方々、何かコメントございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これは部会において十分審議していただいた結果でございます。ほかに特に発言がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

小島審議会会長 渡りましたでしょうか。それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

24東環審第12号。平成24年7月26日。東京都知事石原慎太郎殿。東京都環境影響評価審議会

会長小島圭二。「(仮称)港区芝浦一丁目計画」環境影響評価書案について(答申)。平成24年2月27日付23環都環第560号(諮問第390号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにします。

次の議題に入ります。「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」環境影響評価準備書の答申に係る審議でございます。

この事案につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、柳第一部会長から報告を受けたいと思います。

柳第一部会長 それでは、資料2をご覧くださいと思います。初めに、部会でとりまとめた答申案文を事務局から朗読をしてください。

宗野アセスメント担当課長 資料2をご覧ください。平成24年7月26日。東京都環境影響評価審議会会長小島圭二殿。東京都環境影響評価審議会第一部会長柳憲一郎。「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」環境影響評価準備書について。このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

6ページをご覧ください。別紙。

川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」環境影響評価準備書について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年2月27日に諮問第391号により「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」環境影響評価準備書について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は8ページでございます。

第2 審議結果

環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

1 総括的事項

本計画は、神奈川県臨海部に位置する東京電力株式会社川崎火力発電所内において、新たに液化天然ガスを燃料とするコンバインドサイクル発電設備を設置するものである。

今回増設する発電設備は、熱効率の向上を図ることにより、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を既存設備に比べ低減するとしているほか、排ガス中の窒素酸化物濃度については、高性能の低NOx燃焼器の採用などにより既存設備と同等に抑制するとしている。

一方、発電設備の増設により、川崎火力発電所全体としては二酸化炭素及び窒素酸化物の排出量や、発電設備を冷却した温排水量などが増大する。そのため、都民や関係区長からは、周辺環境への影響をできる限り回避・低減することが望まれている。

このようなことから、事業の実施に当たっては、大気質や水環境などへの影響を適切に予測・評価した上で、環境保全措置を確実に実施するとともに、予測・評価の内容や環境保全措置の効果を確認するため、適切に事後調査を行うことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、分かりやすく説明すべきである。

2 項目別事項

【大気質】

(1)大気質の環境保全措置として、高性能の予混合型低NOx燃焼器及び排煙脱硝装置の設置により施設の稼働に伴う窒素酸化物の濃度を低減するとしていることから、具体的な方法と効果を分かりやすく説明すること。

また、これらの施設の性能を確保するため、運動管理や維持管理の方法を明らかにすること。

(2)高効率のコンバインドサイクル方式(MACC)の採用により、発電電力量当たりの窒素酸化物排出量を低減する計画としているが、供用後においても発電設備の運用の改善や最新技術導入の検討など、継続して窒素酸化物排出量の低減に努めること。

【水環境】

(1)施設稼働の排水に伴う水の汚れ及び富栄養化について、沖合いを含む9地点の現地調査結果の平均値をもとに予測しているが、取水口及び放水口付近の現地調査結果をもとにした予測も行うこと。

(2)施設稼働に伴う温排水の拡散予測において、取水温度に浮島沖の調査地点の現地調査結果を用いていることについて、理由を明らかにすること。なお、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

以上でございます。

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画」に係る環境影響評価準備書は、平成24年2月27日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、とりまとめることといたしました。

本準備書に対しましては、22件の意見が事業者に提出されるとともに、関係区長である大田区長と品川区長から意見が提出されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、公述人の申し出がなく、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、環境影響評価書の作成に当たり、ここに指摘する事項に留意することを求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。本事業は、電力安定供給のため、発電設備を増設し、発電所の出力を現状の200万kwから342万kwとするものでございます。

総括的事項としましては、今回の設備増設に関しまして、都民や関係区長から周辺環境への影響をできる限り低減することが求められておりますので、環境保全措置を確実に実施し、その効果を確認するため、適切に事後調査を行うことが重要であるとしております。

項目に対する意見です。

まず「大気質」です。高性能の設備により、窒素酸化物の濃度を低減していることについて、具体的な方法と効果を分かりやすく説明することを求めるものなど、2件でございます。

次に「水環境」ですが、温排水の拡散予測において、沖合の調査結果を取水温度に用いている理由を明らかにすることを求めるものなど、2件でございます。

簡単ですが、以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御意見等ありましたら、どうぞ。

片谷委員 部会のときにも若干発言をさせていただいたのですが、この案件につきましては、実際立地するのは神奈川県川崎市でございまして、東京都には隣接という形になるわけですが、立地している川崎市周辺の大気汚染レベルが非常に高いということで、こちらでは意見を聴く会の公述の申し出はなかったわけですが、川崎市側ではかなりの周辺の住民の方々からの意見が出ております。やはり大気汚染レベルが更に上昇してしまうと

いうことに対する懸念が意見の中心になっておりました。

それに対して、こちらで出させていただいている意見と同じような意見を神奈川県でも答申に入れてあるわけですけれども、特に今回の大気質に関する2番目の事項で、供用後も更に改善を図るための努力をするようにという指示が盛り込まれているという点が、これまでのアセス案件には余りなかった指摘だろうと思っております。先ほどの芝浦の案件もそれに若干共通するところがあるのですけれども、もともと都心部といいますか、汚染レベルの高いところでは、現時点でできる保全対策をやってあるから、それで終わりということにはやはりならないだろうということで、今後起こり得る技術革新を更にどんどん導入していくということを事業者に求めるという姿勢が重要であろうという考え方で、こういう意見を入れていただいているという趣旨であることを補足として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

どうぞ。

木村委員 今のことに関連してなのですけれども、大気質として、項目別事項に(1)と(2)、2つコメントがついているのですけれども、この2つともに関係することで、排気筒からの窒素酸化物の濃度というのは常にモニタリングされているわけですね。それについて、維持管理等に関連して、異常値だとか、そういうのが出たときの処置というのは、この評価値の中に記載されているのでしょうか。

片谷委員 片谷です。

現時点では、異常値に対する措置というのは、たしか記載されていなかったと記憶しています。ただ、神奈川県では、モニタリングデータの公表方法についても意見を出していました。

木村委員 モニタリングというのは、排出量のモニタリング。

片谷委員 いえ、環境濃度です。

木村委員 環境濃度ですね。

片谷委員 それは事業者が独自に測定したのも、できるだけ公開をする方向の対応を求めるような意見。法的な根拠はないので、強制するというのは難しいのですけれども、アセスの一種の事後調査になりますから、速やかな公表を求めるような意見は、神奈川県では出しています。当然ながら、そのデータが公表されれば、東京都もそれを見ることができるので、それでチェックはできるであろうと。

木村委員 環境モニタリングについてはできる。

片谷委員 大きな変動がなければということです。

木村委員 1、2をずばりだとしたら、やはり排出量のモニタリング。

片谷委員 本当はそうなのですね。

木村委員 ただ、モニタリングは、環境省には行っているわけでしょう。

片谷委員 届出対応としてですね。

木村委員 届出で行っているの、義務ではない。

片谷委員 そうですね。宗野さん、私の言っていることは正しいですか。

宗野アセスメント担当課長 発電所の案件については、ここでいただいた意見については、知事の方でまとめて、国というのは経産省が行く先になります。

片谷委員 通常の操業中の排ガスのモニタリングのデータの報告先はどこかというのが木村委員のお尋ねなので。

宗野アセスメント担当課長 アセスの手続の関連は経産省なのですから。

片谷委員 大防法の話ですね。

宗野アセスメント担当課長 大防法の関係は、神奈川県が川崎市になるということです。

片谷委員 ですから、報告としては出てくる。これだけの規模の事業所ですから。そこでチェックをするということだと思います。ただ、タイムリーでない、それは環境モニタリングで補うということになるかだと思います。

小島審議会会長 今回の件に関しては、多分、この評価委員会としては、事後報告の中でどう扱うかということになるのでしょうか。モニタリングで異常値云々ということはちょっと置いて、今の評価の続きとして、事後評価というのがございますね。今の両委員の御意見も、多分、事後評価に関連することで、事後評価のやり方とか、いろいろございますね。そういう中で、今のようないろいろなことが多少満足されるような形で出てくるのか、あるいはその前に、事後報告という形でこういうものが出てくるのかという、その辺の認識をきちんとしていけばよろしいのかなということが1つになりましようかねということによろしいのですか。

木村委員 1つはそうだと思います。あとは、このコメントの1番、2番を担保する方法の1つとして、やはり排出のモニタリングの情報がもしあるのであれば、その扱いをどうするかということも議論としてはあるかなと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局から、今の問題に対して、何かコメントございますか。

宗野アセスメント担当課長 これは法の案件ですので、条例の案件とちょっと違うところがあります。厚い灰色の冊子が準備書でございますけれども、817ページをご覧くださいますと、環境保全措置に係る環境監視計画というものをまとめておりまして、東京都のアセス制度だと、こういう言葉は聞き慣れませんが、環境監視計画というものを記載しておりまして、上段の表が工事中、下段の表が供用時ということで、大気環境に関して、ここに記載の環境監視を行っていくという計画としているということでございます。これをどういう形でオープンにするのかということについては、神奈川県の方で、できるだけそういうものはオープンにしていくべきではないかということをお願いしているというふうに認識しております。

小島審議会会長 よろしいですか。

木村委員 ここに監視するとは明記されているということですね。

片谷委員 失礼しました。排ガスの常時監視をするということが計画に書かれていますので、このデータをタイムリーに公表するように求めるということで神奈川県側は対応することですので、当然ながらそこに異常な値が出てきたような場合には、関係機関として東京都にも連絡は入ってくるものと考えております。

小島審議会会長 という議論がなされましたが、今のような対応でよろしゅうございますか。事務局も、そういうことで、この問題については、今の意見を入れながら、対応をきちんとしておくということでございましょうか。

宗野アセスメント担当課長 準備書の中には記載しておりませんが、事業者の方では、ここで監視したもの全てを公表するということではないようですけれども、必要に応じて東京都に報告することも検討するということは言っていますので、その部分については今後また検討していきたいと思えます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ということでよろしゅうございますでしょうか。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

田中（修）委員 水環境の方ですが、先ほど御説明ありましたように、本件は神奈川県の場合でございますけれども、放流先が東京湾ということで、ここに付けているような2点のコメントをつけさせていただきました。

1番は水質なのですが、これは現状の水質として、沖合いを含む9地点の平均値を使っておりますので、取水口及び放水口というのは既に定まっておりますので、その近辺の調査結果もあるので、それを使って予測したらどうなるかということを検討していただきたいという

ことでございます。

2番目は温排水ということで、ここは復水器の冷却水に日量390万tぐらいの海水を使うわけですが、かなりの量ですので、温排水の影響については厳密にやっていく必要があるかと思えます。そのときの初期条件に、実際の取水地点よりもちょっと離れた浮島沖の地点の調査結果を用いて評価をしておりますので、何か特別な理由があれば、それを明らかにしていただきたいということと、必要に応じて、これも取水口付近の調査結果もございますので、若干そちらの方が水温が高いデータになっておりますので、それを使った予測評価見直しが必要であればやってくださいということでございます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうも、補足ありがとうございました。

これについては、事務局からは特によろしゅうございますね。

ほかにございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに特に御発言がないようでございますので、本報告をもちまして本審議会の答申としたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

小島審議会会長 それでは、読み上げてください。

宗野アセスメント担当課長 24東環審第13号。平成24年7月26日。東京都知事石原慎太郎殿。東京都環境影響評価審議会会長小島圭二。「川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画」環境影響評価準備書について(答申)。平成24年2月27日付23環都環第561号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げた内容でございます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして答申させていただきます。

続きまして、議事の2番目に「環境影響評価法の改正に伴う対応について」とございます。前回の総会で両部会長、法律担当の先生方と事務局とで論点を整理していただくようお願い

したのですが、事務局から、これについて説明していただきたいと思います。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料3になります。9ページをご覧ください。こちらにつきましては、前回の審議会の際に、柳第一部長、山本第二部長、それから、法律の関係の先生方で論点を整理ということを受けまして整理させていただいたものでございます。藤倉委員、それから、御欠席の大塚委員、山下委員にも御検討いただいて、論点を整理したものでございます。

では、資料が横になってしまって恐縮でございますけれども、資料3をご覧ください。「環境影響評価法の改正に伴う対応について」ということで、大きく2点整理していただきました。1つは「平成25年4月法施行に係る対応等」ということで、この中で2点。それから「他法令の施行等に係る対応等」ということでございます。

まず「平成25年4月法施行に係る対応等」について、いずれの事項につきましても、計画段階配慮書手続の新設にかかわるものでございます。ボックスの中を読み上げさせていただきます。法改正内容・関連法動向につきましては、関連しておりますので、一括で説明いたします。

1、事業者は方法書手続より早い段階で、事業計画について複数案を検討し、計画段階配慮書を作成。事業者は配慮書を公表することが義務付けられる。関係行政機関及び一般からの意見募集については努力規定となっている。

それから、2点目でございます。法第一種事業者については配慮書手続が義務化されたが、法第二種規模事業者は配慮書手続を任意で行う形となっている。

この2点について、対応の方向性、それから、方向の趣旨としておまとめいただいたものでございます。

まず、1点目ですけれども、対応の方向性といましては、事業者からの意見聴取に対する知事意見書作成に関する規定を整備という御意見をいただいております。

対応の方向性の趣旨といましては、意見聴取の形式、意見聴取期間等は、この秋の10月ごろに出ます主務省令公布まで不明であるが、条例上対応手続きとして意見聴取が行われた場合の知事意見書の交付規定を定める。

審議会との関係については、種々の意見聴取形式に柔軟に対応できるように「意見聴取」規定として条例上に明記するというものでございます。

それから、2点目でございます。都単体で実施する法第二種対象事業の事業者が配慮書手続を選択しなかった場合、都の計画アセスが適用されるよう規定を整備。

今般の改正法で、法第二種事業者の法計画アセスは任意で実施できることにされたことから、現状の条例の規定では、法第二種規模以下の都単独施行事業は、条例計画アセスの対象となる一方、法第二種規模の都単独施行事業は、法・条例いずれの制度においても計画アセスが行われない場合が想定される。

そのため、条例計画アセス規模の都単独施行事業が、法第二種以上の規模になった場合、計画アセスを行わない状態となるのは望ましくないため、法第二種規模の都単独施行事業についても条例計画アセスが適用されるよう規定を整備するというものでございます。なお、その場合でも、条例に規定する特定環境配慮書手続は、法対象事業には適用しないという趣旨をいただいております。

それから、大きな2点目にかかります「他法令の施行等に係る対応等」につきましては、条例の規定を整備するものとして、条項のずれ、他法令施行による齟齬が生じている部分がある場合、見直す必要があるということで論点を整理していただいたものでございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これにつきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。

藤倉委員 済みません、確認ですけれども、2番の欄の対応の方向性趣旨の3行目なのですが、「現状の条例の規定では、法第二種規模以下の都単独事業は」とあるのは、多分、これは「未満」ではないかと思いますが、確認いただければと思います。

小川環境都市づくり課長 二種規模以上ではめていますので、未満になると思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この資料で今、説明いただきましたが、この資料の内容を踏まえまして、答申案文としてまとめていただいて、9月の総会で答申にしたいと思います。

なお、案文については、私に一任していただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございます。それでは、そういう対応をして議論を進めていきたいと思います。

次に、受理関係に移らせていただきます。受理関係については、事務局から報告をお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料10ページをお開きください。資料4でございます。受理報告でございます。

1つ目が、事後調査報告書としまして、5件、今回いただいております。後で御説明いたしますので、別紙の方でご覧ください。

それから、2つ目として、変更の届出をいただいております。変更の届出は3件受理しております。こちらについても個別に御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、受理報告につきましては、担当からそれぞれ御説明させていただきます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の11ページをご覧ください。こちらは、高速外郭環状葛飾線の事後調査報告書でございます。平成10年の4月に答申をいただいた案件でございます。0.9km、1 km弱の区間を整備するものでございます。

1つ目の騒音の事後調査結果は、予測を下回っていたということです。

2つ目の建設作業の振動でございますけれども、こちらにつきましては、事後調査結果が予測値を上回っていたということです。上回っていた原因でございますけれども、付近を国道が通行しておりまして、事後調査報告書の冊子にフローのチャートが載っておりますけれども、そこを見ていただくと、国道の影響で振動が出ていることが確認できるかと思えます。

3つ目は水質汚濁でございますが、橋梁工事の下部工を行っている際のSSについての事後調査結果でございますけれども、いずれの地点とも予測結果を下回っていたということでございます。

12ページをご覧ください。12ページは、白髭西地区の市街地再開発事業の事後調査報告書でございます。昭和60年の8月に答申をいただいた案件でございます。50ha弱の区域に住宅を4,500戸ほか、道路や公園など、いろいろな公共施設を整備したものでございまして、事業については、平成21年3月に既に完了しております。今回の事後調査報告は、工事の完了後のものでございます。

1つ目の大気質でございますが、一酸化炭素と二酸化窒素につきましては、ここに記載のとおり、それぞれすべての地点で予測結果を下回っていたということでございます。

2つ目は騒音と振動でございますが、道路交通の騒音と振動につきましては、予測結果と同程度、または下回っていたということでございます。

13ページの上段は水質汚濁です。計画地内、事業地内に下水道ポンプ所が設置されておりまして、放流時の隅田川におけるBODの事後調査結果は11mg/Lであったということです。予測結果が6.9でございましたので、上回っていたということでございます。

なお書きがございますけれども、近年の河川流量や水質を用いて放流時の河川水質を計算しましたところ、その水質の変化については0.2mg/Lの増ということでございまして、予測をしていたものと同程度であることを確認しております。

4つ目は日照障害でありまして、予測と同程度であったということです。

5番目の電波障害につきましては、障害が生じると予測していた地域において、共同受信設備等の適切な設置を講じたということです。

6番目の風環境、7番目の景観につきましては、予測結果とおおむね同程度であったということでございます。

14ページをご覧ください。14ページの案件につきましては、内容が少し複雑なものですから、お手元の冊子をご覧ください。白色の冊子ですけれども、少し厚みがあるものでありまして、「工事の施行中 その5」と書いてあるものです。その、まずは4ページをご覧ください。こちらの案件は、環状2号線などの整備の案件でございまして、4ページをご覧くださいと、上段が平面図となっておりますが、黄土色の部分が道路事業でございまして、この図で言うと右側、東側の第一京浜と接続する部分を起点といたしまして、ずっと西側に、外堀通りまで約1.4kmの道路整備と、あと、既に整備を終えていますけれども、新橋側の、図で言うと右の上の方に緑と黄色で着色された部分があります。ここが 街区。また、黄土色の左上といいますか、そこら辺に 街区とありますけれども、この2つの街区を含めて1つの案件となっております。

次に、164ページをご覧ください。164ページは、事後調査報告書の提出時期をまとめたものでございます。過去4回提出されておるわけですがけれども、今回は、緑色で着色された部分、23年度ではなくて、平成23年に施行した部分についてのとりまとめを行っているものでございます。

では、また戻りますけれども、41ページをご覧ください。41ページは建設作業の騒音でございまして。中段にございます表は、予測結果と事後調査結果を対比できる表となっておりますのでございまして、見ていただきますと、この表の山留壁切断工と覆工撤去工において、事後調査結果、予測結果を7デシベルほど上回っているということでございます。この原因でございまして、建設機械の稼働台数が増えたことや、作業時の衝撃音などによるものが考えられるとしております。

また、53ページをご覧ください。53ページは、建設作業に伴う振動の予測と事後調査結果の対比でございまして、こちらにつきましては、いずれの工種においても、事後調査結果は予

測結果を下回っていたということでございます。

63ページをご覧ください。63ページは地盤でございます。左上の図は測線1における沈下量をまとめたグラフでございます。この案件では、これまで沈下量については数字で、表でまとめておいたものですから、これをわかりやすくグラフに、これまでの経過も含めましてまとめたものでございます。工事前からのデータがずっと、経過がわかるようにプロットされておりまして、平成17年から工事前で、工事中と来て、平成23年の今回の報告の範囲は、このグラフの一番右端の部分でございます。ダイヤ印のものがついてはいますが、このグラフの右端の部分の範囲でございます。幾つかの地点で沈下量が20mmを超えるような形になってはおりますけれども、周辺建物への影響は生じていないということでございます。

90ページをご覧ください。90ページは水循環でございます。こちらにございます表は、工事前・工事中・工事完了後についての地下水位をまとめたものでございます。地点Dが左側、地点Aが右側となっておりますけれども、左側の地点Dの見ていただきますと、被圧、不圧とも、工事前と比較いたしますと、いずれも1m程度上昇していることが確認できるかと思えます。このような形になってはおりますけれども、引き続き留意しながら観測を続けていくとしております。

132ページをご覧ください。132ページの上段にございます表は、再開発事業における地盤の調査結果でございます。再開発の場所が2か所ございましたけれども、全部を含めた調査結果となっております。2つの地点で沈下変位がございますけれども、特に 3、黄色でちょっと見づらいですが、こちらについては、 街区の東側の地点のものでございまして、最大で29mm、累計の沈下量があったということでございます。20mmの沈下量を超えてはおりますけれども、周辺建築物への影響は生じていないということでございます。

139ページをご覧ください。こちらは再開発事業における水循環の結果をまとめたものでございます。中段に表がございますが、表の右側、地点Dにおきまして、工事前と比較いたしますと、被圧、不圧とも1mほど上昇しているということでございます。一部の地点でございますけれども、そのように上昇しておりますので、引き続き留意しながら観測をしていくとしております。

この案件に関しての評価書の説明は以上でございます。一旦本日の資料に戻っていただきまして、本日の資料の15ページでございます。右下の苦情の有無です。建設作業騒音に関して18件、振動に関して1件の苦情があったということです。

これらの苦情に関しましては、夜間工事の一時中止などの対応を行うことによりまして理解を得たということでございます。

1ページめくりまして、16ページをご覧ください。こちらの案件につきましても内容が比較的複雑ですので、お手元の事後調査報告書をご覧くださいと思います。「工事の施行中

その1」と大きい字で振られているものでございますけれども、2ページをご覧ください。2ページは事業地の位置図でございますが、先ほど事後調査報告いたしました案件のちょうど中ほどに着色した部分がございますが、こちらが事業の計画地でございます、約1.7haの敷地に247mの高層建築物を建築する事業でございます。

10ページをご覧ください。10ページは、地盤に関しての水準測量を行っている調査地点の図でございます。事業区域を掘削いたしますけれども、それを取り囲むような形で、測線1、2、3、4と、あと、そこから放射状に5、6、7、8、9という側線を組んでおります。

12ページをご覧ください。12ページは、各測線における沈下量の累計をまとめたグラフでございますが、中ほどのグラフが測線2で、先ほどの10ページで見ていただきますと、右側になりますけれども、そちらが測線2でありまして、測点の18と19の地点が大きく落ち込んでいることがわかるかと思えます。特に測点の18については、最大の累積変動量が48mmという形になっております。また、測線3の測点31につきましても、25mmを超えるような形の沈下が認められるということでございます。このような20mmを超えるような沈下がございましたことから、建具の建付けなどについて、一部苦情があったということでございます。これは、周辺で、この事業だけではなくて、水道工事や道路工事など、いろいろ行われておるわけですが、応急の措置は行われているということでございます。

また、25ページをご覧ください。25ページは水循環でございますが、中ほどにございます表は、工事前と工事中の地下水位の変動をまとめたものでございます。B-1と書いてある被圧の部分について、工事前と比べますと2mほど低下していることが確認できるかと思えます。後ろの方に細かいデータが載っておりますけれども、そちらを見ていただきますと、若干ではございますけれども、回復してきていることが確認できるかと思えます。

本件のこの冊子による説明は以上でございます、また本日の資料に戻っていただきたいと思えます。本日の資料の16ページの下段の苦情の有無でございますが、大気汚染に関しては、埃に関して2件の苦情があったということです。タイヤの洗浄をすることで対応したということです。

騒音に関して14件、振動に関して9件の苦情がございまして、工事時間帯の調整などを行い、

理解を得たということでございます。

地盤につきましては、先ほど若干触れましたとおり、建具の建付けなどについて3件の苦情があったということで、応急措置を行った。今後の措置についても説明を行ったということでございます。

本日の資料の17ページをご覧ください。17ページは、八王子の都市計画道路3・3・2号線の事後調査報告書でございます。平成8年の10月に答申をいただいた案件でございます。圏央道の高尾山インターが年度末にオープンいたしましたけれども、そちらから八王子の市街地にかけて約10kmの区間を整備する事業でございます。今回は水質汚濁の事後調査結果でございますが、橋梁を整備しております。その際のSSについて事後調査を行ったということです。測定結果は、上流、下流とも1mg/Lでございます。環境基準以下であったということでございます。

苦情はございませんでした。

18ページをご覧ください。18ページからは変更届になります。都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業の変更届でございます。こちらの案件につきましては、余りこういう事例はないのですけれども、今、第二部会で評価書案の審議中の案件でございます。赤羽駅西側の約45haの区域に23棟、2,000戸の住宅を整備する事業でございます。

変更の内容でございますけれども、事業区域の一部、GN02街区におきまして、日影について精査した結果、建築計画の一部を変更するというものでございます。具体的には、この表で書かれておりますとおり、その街区にございます建物の、右側が変更前で10階と14階となっておりますが、それぞれ1階ずつ下げまして9階と13階にするというものです。これに伴いまして、建物の最高高さは45mから41mに下がるということでございます。

環境影響評価の再評価結果でございますけれども、このことに伴いまして、この案件では10項目を選定しておりますけれども、4項目、日影と電波障害、景観、廃棄物について、予測・評価の見直しを行っております。

その結果でございますけれども、今回の変更は高さが低くなるということでございましたので、先ほどの4つの項目とも、建物が影響が小さくなりますので、評価の結論は変わらないということでございます。

ちなみに、その場所だけは確認していただきたいと思います。お手元の変更届の2ページと3ページをご覧ください。変更届の2ページが変更後の建物の配置図、右側が変更前の配置図でございます。西の北側というか、赤い点線で囲んだ部分が当該の箇所でご

ざいまして、14階だったものが13階、10階だったものが9階になるということでございます。

あと、簡単に各項目についても触れておきたいと思います。10ページをご覧ください。10ページにつきましては日影でございますけれども、建物の高さが一部若干変わるという形です。こういうスケールの図面だとわかりづらいのですけれども、拡大図が左上にございますけれども、若干、日影が縮まるということでございます。

20ページをご覧ください。20ページについては、電波障害の範囲でございますけれども、21ページが変更前、20ページが変更後でございますが、ここも若干ですけれども、しゃへい障害の範囲が若干縮まっているということでございます。

26ページをご覧ください。26ページにつきましては、景観でございますが、27ページの変更前と比較しますと、左下の小さい赤く当該箇所を着色したものをご覧いただきますと、若干でございますけれども、縮まっていることが確認できるかと思えます。

あと、36ページでございます。廃棄物の排出量でございますが、変更前が下、変更後が上段でございますけれども、合計が約30t減少しているということでございます。

本件の説明は以上でございます。

本日の資料の19ページをご覧ください。こちらは（仮称）トッパン・フォームズ八王子工場建設事業の変更届でございます。平成21年7月に答申をいただいた案件でございます。4万平米の敷地に工場棟と管理棟を整備するものでございます。2期に分けて工場を整備する計画でございます。既に1期の事業については終了しております。2期の事業につきましては、当初、23年の4月から行う予定でしたが、変更の内容でございますように、社会情勢の状況を踏まえて、事業者が1年半ほど後ろへずらすことにしたということでございます。

変更の欄の中段に表がございますけれども、もともと23年の4月に工事を始める予定だったものを、今年の9月に始めて、25年の7月までかけて工事を行うというものでございます。

下段の再評価の結果でございますけれども、今回の変更は工事内容や項目の予測条件に変更はございませんので、評価の結論は変わらないということでございます。

以上でございます。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の20ページをごらんいただきたいと思えます。これは変更届になります。事業名はふじみ新ごみ処理施設整備事業ということで、21年9月25日に答申をいただいているものでございます。内容は、三鷹市役所の南側、東八道路に挟まれたところに、日量144t処理できる炉を2基そろえた、288t処理できる一般廃棄物の処理プラント、清掃工場をつくるというものでございます。工事期間は今年度いっぱいとい

うことで、供用は来年度から始まることになってございますが、今回の変更届につきまして、建物の色と煙突の色が確定したということでございます。

変更内容の概略というところでございますが、評価書では、変更前は施設の色彩は未定、それから、建屋部・煙突部は白色系となっておりましたが、このたび、住民の方たちの御意見等も尊重しながら、建屋部をクリーム色、またはグレー系、煙突部は頂端部に向かって段階的に青みを強くするというような色にするということでございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果というところでございますが、事業者計画の変更に伴い、景観について見直した結果、評価の結論は変わりません。

工場棟は、無機質な印象とならないよう、建屋の一部に傾斜をつけるとともに上部は明るい色合いとする。煙突は頂端部に向かって段階的に青みを強くし、周辺の景観と調和する色彩とする。プラント全体に意匠・色彩の工夫を行い、眺望景観の著しい変化が生じないように努めるということで、景観に関する評価の結論は変わらないとしてございます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これで終わりですか。それでは、まとめて説明いただきましたが、どこからでも結構ですが、御意見、御質問ありましたら、どうぞ。

中杉委員 何件かあります。事後調査報告書の最初の葛飾線建設工事と最後の八王子の建設事業のところでSSを測っておられるのですけれども、工事中と言われてもよくわからないのです。工事をしている間にいろいろなことが行われているので、もう少し細かく、どういう状況のところで測ったかというのを記載していただかないと、何もSSに影響のないときに測って、問題ないと言っているというふうに言われてしまいかねないので、そこら辺、少し細かく記載するようにしてもらってください。

それから、2つ目の事案は、事後調査報告書の55ページのところで、下流と上流と比較すると2.4高いということで、ただ、干潮域だから必ずしも上流から下流に流れているわけではないので、ポンプ所から出しているから2.4高くなったわけではないよという説明をしているのですけれども、測ったときの川の流れはどうだったのかということだとか、ポンプ所の排水の測定をやっておられると思いますので、それはどういうふうになっているのかとか、もう少し説明をしていただく必要があるのかなと思います。近年の実測値を使いというのも、近年の実測値とは何かかわからない。一般には、都市河川の水質は過去に比べてはよくなっているはずなので、それが、この結果は、近年の実測値を比べると幅が小さくなるという

ことは、近年の実測というのは、隅田川の水質は悪くなっている、だから全体として悪くなってしまうのだと、この変化量は0.2で予測の範囲内だよと言っているのですけれども、これもう少し詳しく説明をしていただかないと、なかなか納得できないものなのかなという感じがします。

それから、もう一つは、3番目と4番目のことなのですが、これはほぼ同じところで、ある意味では一連の事業と見ることはできるのですが、4番目の事業は地盤沈下がかなり進んでいて、建物への影響がある。2番目のところは苦情が現状ではないという話なのですが、3番目のも、一部の地点は累積がどんどん広がっているところがあるのですね。4番目の事案で苦情が出ているところは、2番目の事案がこれからひょっとしたら突入するかもしれないというところなのですね。そういう意味で、ちょっと注意をする必要があるということと、この周りが実際にはかなりビルが多いところではないだろうかと思われたいけれども、ビルであれば、ちゃんと杭を打っているんで、そんなに簡単に影響は出てこないだろう。そこら辺の状況はどうなのか。4番目の事案で苦情が出てきたというのは、どういう建物で苦情が出てきたのかということも少し説明をしていただく必要があるのかなと思います。4番目の事案では、水道の工事等の影響があると言われているけれども、お互いに影響し合っているのではないということも考えられないわけではないので、たまたま2つ並んできたので、こういうふうに見えてくるのですけれども、ほぼ近くでいろいろな事業をやられていると、お互い、相手の影響もあるのだということ、全部しようがないのだということになりかねないと思いますので、注意が必要かなと思いました。

済みません、幾つかございました。

小島審議会会長 ありがとうございます。

以上、幾つかのコメントいただきましたが、これについて、何か、事務局としての対応なり、考え方はございますか。

宗野アセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。

まず、外環のものに関しては、御指摘のとおりでありまして、どこでどういう工事をやっていたのかということが、若干記載ありますけれども、ちょっとわかりづらいことになっていいますので、まだ工事が続きますので、そういうものを改善するように指導したいと思います。

あと、白髭に関してでございますけれども、川の流れがどうだったのかということに関して、先生ももうご覧になっていると思いますけれども、一応、この冊子の50ページに、採水

した際の川の流れですとか、そういうものは記載はしておりますけれども、わかりづらいところがあるかもしれません。あと、御指摘のとおり、0.2mgのところを最近のもので計算したところについては、55ページと56ページに書いておるわけですが、56ページの中段に表がございまして、最近のいろいろなデータを用いて、一応、計算はしているのですけれども、先ほどの1枚にまとめた紙だと簡単に新しいデータでということでしたけれども、その辺が正確に表記できていなかったと思いますし、そもそも、この冊子の55ページ、56ページの記載を見たときに非常にわかりづらい形になっていると思います。御指摘を踏まえまして、類似の案件につきましては、見やすい形に改善を図っていきたいと思います。

あと、環2のビルの案件でございますけれども、そちらにつきましては、お手元の冊子の10ページが観測地点をまとめた図でございます。この図の右側の18と19、あと、下側の図で言うと、南側の31が落ちていたわけですが、先生が御指摘のとおり、18と19については、隣接しているものが比較的大きいビルですので、基礎があるようなビルと考えられますので、沈下は31の地点、こちらは比較的小さな家屋が集合しているような地域のようなようですので、そういう部分で苦情があったものと聞いております。いずれにしても、この事後調査報告書にその辺がわかりづらくなっておりますので、この工事につきましても、今回が初めての事後調査報告書でございますので、何年か継続する事業ですので、記載を改善するように指導していきたいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

今ので、1つは、この報告書を要約したときに、中には書いてあるのだけれどもということ、それについてあった方がいいなという指摘をいただいたことと、それから、今の建設中のものなどは、事後報告を何回も行える段階だから、それについて、事務局として指導をすべきところはしてくれと、こんなように伺ったのですが、そういうことで対処させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

ほかに、どうぞ。

羽染委員 今日の資料の15ページ、16ページの建設作業中の騒音、振動の苦情の件数が非常に多い。民家が近くにあるというのもあるのでしょうかけれども、例えば、どういう人が苦情を出しているのかとか、経時的にどういう苦情が出ているのかというのがわかれば、同じ人が気になって毎回苦情を出しているというケースもあると思います。そういう場合はしようがないかなと思うのですが、経時的に苦情を見て、苦情が止まないということであれば、環境保全措置が十分ではなかったのではないかという気がしますので、その辺、詳しく業者

から聞いて対応していただいた方がいいのかなという気がします。特に、アセスで十分な環境保全措置をしているにもかかわらず、こういう苦情がたくさん出てくるというのは、何らかの慎重な配慮が要るのではないかと感じた次第です。

以上です。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。よろしゅうございますね。

守田委員。

守田委員 先ほどの中杉委員の地盤沈下に関する補足的な意見なのですが、本日の14ページ、15ページの環状第2号線の工事なのですが、地盤と水循環が別々の項目で書いてあるのです。地盤沈下が20mmというのは私は結構大きいと思うのです。普通、20mmの沈下という場合、当然地下水が下がって沈下が起こると思うのですが、地盤とかで20mmを超える沈下があって、水循環のところを見ますと、2m程度地下水が低下した地点があるということですね。だから、全体の地点高で、どこが水位が低下して、どこが沈下しているかということを重ね合わせて、つまり、水循環における地下水位の報告と、地盤における沈下の報告を重ね合わせて、両者の関連を、なぜ沈下が生じたかということをもうちょっと細かく考察していただかないと、グラフを時間的に並べられてもよくわからないので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。平手委員。

平手委員 先ほどの御指摘と関連するのですが、15ページの苦情の有無に関してということで、これに対応する表が、この説明書の新橋～虎ノ門の35ページの表4.2-7になると思うのですが、中身をよく見てみると、新橋第2工区で近隣6名の方から合計13件というのが出ています。そうすると、これは1人の方が複数件苦情を出している。これが繰り返しの苦情なのか、同時期に複数のもを出しているか、どちらかわからないのですが、少なくとも1人の方は3件以上出しているわけですね。これは繰り返しだとすると、その辺りは少し問題が起こっているのかもしれない。これを見ても、協力を願ったと報告書の方に書いてあるのですが、理解を得たというような表現では受けとめられないので、だから、その辺のところの多少詳細なチェックというか、それをしておいていただいた方がいいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

何か、事務局の方で追加はありますか。

宗野アセスメント担当課長 この案件は、ちょうどこの時期に昨年も一昨年も報告をいたしております、そのときと比べれば若干改善してはいないのですけれども、初めてごらんになるような委員にとっては、あっちもこっちも基準を超えていたり、苦情も多いということで、御心配されていることと思いますけれども、この案件自身が非常に大規模であることと、かかわる人も多いですので、私ども事務局としても、この案件については重点的に、今日言われたことについても事業者には十分伝えて、指導をきっちりしていきたいと思っております。

小島審議会会長 ありがとうございます。

今、平手委員、羽染委員から同じようなコメントをいただきました。前からこういうのは随分あるのですね。ちょうど今、大規模で云々で事務局が対応するというので、よろしく願いますということで、次に、藤倉委員、どうぞ。

藤倉委員 同じ案件のビルの方なのですが、今日の資料の16ページの一番下には、地盤の苦情について「応急措置を講じ、今後の措置について説明した。」とあるのですが、事業者からの事後報告の資料の17ページを見ますと「苦情宅等に訪問し、応急措置や今後の対処等を説明した。」とあって、応急措置も説明をただけのように見えるのですが、どちらが正しいのでしょうか。それから、もし応急措置を講じていたのであれば、どんな応急措置かを参考までに教えていただきたいのです。

宗野アセスメント担当課長 一応、書き方も含めての話なのですが、その冊子の6ページをご覧くださいますと、上の2行に地盤による苦情というのをこちらでも書いておまして、先生がご覧になった箇所と書き方が若干違っているかもしれませんが、苦情の応急措置を施して、今後のことについても説明をしたという形になっておりますので、そのことは事業者に一応、確認をしております。

あと、具体的にどのような措置を行ったのかということについては、確認させていただきたいと思っております。

小島審議会会長 では、よろしく願います。

町田委員。

町田委員 最初の案件なのですが、本日の委員会資料の11ページをご覧くださいなのですが、調査結果の内容の2番、振動に関する記載事項についてなのですが、報告書の4ページをごらんいただきたいのです。ここの(2)の振動の記載内容を、こちらでは自動車騒音と書いてありますので、本日の委員会資料との文言の整合性が取れていないように思われますので、御確認をいただきたいと思っております。本日の委員会資料では交通振動によるもの、

報告書の方は自動車騒音と書いてあります。多分、軽微なお間違いかと思いますので、御確認いただければと思っております。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

田中（修）委員 資料の12ページ、13ページ、先ほど中杉委員からも御指摘ございましたが、13ページの下水道ポンプ場の水質汚濁の結果なのですけれども、当該事業の報告書の55ページに予測値と調査結果の比較が出ているのですが、それから、ほかの部分を見ますと、この事後調査結果というのは、環境保全の措置を取った後の結果というふうに私は判断したのですが、汚水曝気室での希釈率を2倍から3倍に上げるとか、雨水貯留池を設けるとか、そういう環境保全措置を取った後でも、このように水質がかなり悪化している。BODで11といいますと、かなり汚れているような状況ですけれども、環境保全措置が必ずしも十分に機能していないのではないかという印象を受けましたので、その辺、私の誤解があるかもしれませんので、御説明いただきたい。

それから、括弧書きで0.2と、増加分2.4だったけれども、データを近年のものを使うと0.2ということなのですが、この0.2というのはあくまでも完全混合型の単純計算をやっていました、河川水質が予測値と結果に大きな差が出たのは、予測の仕方が、干潮河川なのに、干潮の影響を無視して、完全混合型でやっているからというふうに説明しておきながら、また同じようなやり方をやって、0.2でほとんど同じだったというような結論づけをしているのは、ちょっとおかしいなという感じがいたしました。いかがでしょうか。

小島審議会会長 ありがとうございます。

これについて、事務局の方で何か補足はありますか。

宗野アセスメント担当課長 今、田中委員に御指摘いただいた部分の前段の話で、11mg/Lが非常に高いところなのですけれども、黄色い冊子の50ページで、中段の2回目というところ、Fが8.6で、11に上がる形で+2.4だという形なのですけれども、ここを見ると確かにそうなのですけれども、これは右の表にございますように順流の状態ですので、非常に負荷が高いのではないのかという話もあるのですが、4回目のところを見ていただきますと、ここはFからEに来るときに逆に1.5下がったり、分析がうまく事業者の方でもできていない状況です。そこにつきましては、後段言われたことも含めて、十分分析できていない部分があると思しますので、中杉委員からもありましたので、少し整理して、必要に応じて後日報告させていただきますと思います。

小島審議会会長 どうぞ。

中杉委員 50ページのところの、5回採水しているのですけれども、これはばらばらにやっているのですね。影響を見るのであれば、例えば、放流するのはいつであるかというのを確認をして、その前後で調査をしたときにどう変わるかというのを見れば、現状がどうのこうのなどということをおぼえずに済むのではないかと。これだけ見てみると、放流しているときはやはり高いのですね。放流していないときだとか、放流前に比べて、これは流れは関係なく。やはり何らかの影響が出てきているのだろう。これは単純にそういう観点で、いろいろな条件を外してしまうと、やはり0.2だけ上昇しているというふうな説明では、どうも納得がいかないということになると思いますので、そこら辺のところ、もう少し調査のやり方自体を工夫してもらえばいいのではないかと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

幾つか、いい意見をいただきましたので、是非、その辺、検討の上でということで、事務局の指導をよろしくお願いします。

ほかにございますか。どうぞ。

山本第二部会長 12ページです。白髭のものなのですからけれども、2の騒音・振動の記述の4行目ですか、夜間も環境基準を下回ったと書いてあるのですけれども、これは夜間、下回っていませんね。これはよく確認してください。

それから、先ほど、16ページでしたか、苦情の有無のところ、騒音に14件、振動に9件というのがある、大きな騒音・振動の作業。振動の苦情9件というのは、ビルの上の方ですかね。そこまではわかりませんか。軟弱な地盤のところだと、敷地境界で規制値を守っていても、地震と同じように増幅してしまうので、上の方に上がると建具が動くとか、そういうこともあるのだろうなと思って、対策がすごく難しいのですけれども、そういうビルの上の方であれば、建物の増幅そのものかなと思いましたので、わかる範囲で調べていただければと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。それでは、特にならなければ、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

そのほか、全般を通じて何かありますか。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

傍聴人の方は退室してください。

(午前11時12分閉会)